

令和6年長審第14号

裁 決

モーターボートA乗揚事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官吉岡勉出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和5年11月26日14時00分

長崎県高島北岸の干出浜

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボートA

総 ト ン 数 4.4トン

登 録 長 10.58メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 169キロワット

3 事実の経過

Aは、昭和59年3月に進水し、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部右舷側に舵輪及び操縦席を、舵輪前方に左舷から魚群探知機能付きGPSプロッター、レーダー及び機関操縦レバーをそれぞれ備えたFRP製小型兼用船で、a受審人が1人で乗り組み、知人2人を乗せ、いずれも救命胴衣を着用し、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和5年11月26日06時00分長崎港を発し、長崎県端島^{はしま}西方沖合の釣り場に向かった。

ところで、端島北方約1.5海里沖合には、高島が所在し、同島北岸から西岸にかけて40メートルないし180メートル沖合まで拡張する干出浜（以下「高島干出浜」という。）が存在し、Aに備えられていたGPSプロッターは、詳細表示に切り替えることにより、同干出浜を表示することができた。

また、a受審人は、約14年前から月に2回ないし5回程度長崎港、前示釣り場間を高島北方沖合経由で往復しており、平素、同沖合では、陸岸から約300メートル離れて航行していた。

a受審人は、07時20分頃端島西方沖合の釣り場に到着して釣りを始め、移動と釣りを繰り返したのち、13時30分同釣り場を発進し、帰途に就いた。

発進に先立ち、a受審人は、高島干出浜の存在を承知していたものの、その拡張状況を把握していなかったが、平素航行している海域から離れて高島に接近することはないと思い、GPSプロッターで同干出浜の拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行わなかった。

a受審人は、周囲3海里を表示する設定としたGPSプロッターを作動させ、端島西方沖合を北上して高島西方沖合に至り、同島北方約300メートル沖合に約15隻の小型船舶が漂泊しているのを認め、

これら小型船舶と高島の間を航行することとし、13時58分半僅か前肥前高島港南防波堤灯台（以下「高島灯台」という。）から299度（真方位、以下同じ。）1,620メートルの地点で、針路を056度に定め、機関を回転数毎分2,000にかけ、15.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵により進行した。

こうして、a受審人は、定針したとき、高島干出浜が正船首720メートルのところとなり、その後同干出浜に向首接近する状況であったものの、このことに気付かずに続航し、14時00分高島灯台から325.5度1,440メートルの地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、高島干出浜に乗り揚げ、これを乗り切った。

当時、天候は晴れで風力2の北北西風が吹き、潮候は上げ潮の初期に当たり、視界は良好であった。

乗揚の結果、推進器軸、同翼及び舵板に曲損、並びに船底外板に破口をそれぞれ生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚は、端島西方沖合において、長崎港に向けて発進する際、水路調査が不十分で、高島干出浜に向首進行したことによって発生したものである。

a受審人は、端島西方沖合において、長崎港に向けて発進する場合、高島干出浜の存在を承知していたものの、その拡張状況を把握していなかったのだから、同干出浜に向首進行することのないよう、GPSプロッターで高島干出浜の拡張状況を確認するなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかるに同人は、平素航行している海域から離れて高島に接近することはないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、高島干出浜に向首進行して乗揚を招き、船体に損

傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 3 月 4 日

長崎地方海難審判所

審判官 八 田 一 郎